

承継等の認可（譲渡・合併・分割・相続）に係る注意点等について

※ この文書は、承継等の認可の申請をする際における注意点の概要を記載したものです。
詳細は国土交通省発出の建設業許可事務ガイドラインをご参照ください。

1 承継等の認可に係る共通事項

（1）認可の基準について

- ・認可の対象となるのは「許可に係る建設業の全部」であり、一部の業種のみ承継、相続は認められない。
- ・認可の基準については建設業法第7条（特定建設業の場合は同法第15条）に規定する許可の基準と、欠格要件については同法第8条に規定する欠格要件と原則同様に取り扱うものとする。

（2）許可の番号及び有効期間の取扱いについて

- ・承継人（相続人）が事業承継後（相続後）に使用する許可番号については、被承継人（被相続人）のものを引き続き使用することとするが、承継人（相続人）が建設業者である場合は、承継人（相続人）が使用する許可番号を選択できるものとする。
- ・有効期間については、**その残存期間にかかわらず、承継のあった日から5年目の承継のあった日に対応する日をもって満了する。**

2 譲渡及び譲受け、合併、分割（以下「事業承継」という。）について

（1）共通事項

- ・認可にあたっては、事業承継の日の前にあらかじめ申請をする必要がある。（建設業法第17条の2第1項～第3項）

（2）認可の手続きについて

- ・審査の円滑な実施のため、事業承継の認可申請が必要となると見込まれる場合は、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行うこと。

（3）譲渡及び譲受け、合併、分割に関する契約書の写し等について

- ・譲渡及び譲受け、合併、分割に関する契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出すること（株主総会の承認が不要な場合を除く）。
- ・譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。
- ・株主総会の決議録等については、被承継人及び承継人それぞれについて提出すること。

3 相続について

(1) 申請要件等について

- ・相続による認可を受けようとする場合、相続人は、被相続人の死亡後30日以内に申請する必要がある。(建設業法第17条の3第1項)
- ・相続人が認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。(建設業法第17条の3第2項)

(2) 相続人同意書について

- ・申請人以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した誓約書を提出すること。

4 その他

(1) 受付窓口等について

- ・事業承継の認可に係る受付等については、当面の間、本庁(県庁建築指導課建設業係)にて行います。
- ・現在、審査の詳細な取扱いについて明確でない点があることから、審査に時間がかかる可能性があります。あらかじめ余裕をもって事前の準備、相談、申請をされるようお願いします。
- ・今後、取扱いの統一を図る目途が立ちましたら、出先機関(管轄の県土整備事務所建築指導課)での受付とする予定です。

(2) 認可手続きに基づかない事業承継等について

- ・今回の法改正にかかわらず、従来の手続き(被承継者の廃業届出と承継者の新規申請の同時提出)による事業承継、法人成りも引き続き可能です。
- ・上記のとおり、現時点では審査に時間がかかる可能性があることから、許可までの時間を重視される場合は、従来の手続きをご利用ください。